令和３年（2021 年）12 月 21 日
令和３年度第３回介護保険運営協議会
【 資 料 7 】

住民主体型訪問サービス及び生活支援体制整備事業について

１　住民主体型訪問サービス

（１）目的

住民主体型訪問サービスは、住民が主体となって自主活動として行う生活支援サービスです。団体の立ち上げや自立した運営を支援することを目的とし、住民主体型訪問サービス事業費立ち上げ型補助と住民主体型訪問サービス事業費継続型補助を実施しています。

（２）実施内容

区分	対象等（抜粋）	補助額	交付上限
立ち上げ型補助	３人以上の団体 活動を開始してから ５年未満	上限 15 万円/年１回	３回
継続型補助	５人以上の団体	上限５万円/年１回	３回

（３）住民主体型訪問サービス事業費補助団体数

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
立ち上げ型	９団体	10 団体	10 団体
継続型	10 団体	11 団体	６団体

【参考】住民主体で生活支援を行う団体数

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
団体数	41 団体	44 団体	41 団体

※住民主体型訪問サービス事業費補助を受けた実績がない団体も含む

２　生活支援体制整備事業

（１）目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人と人の「つながり」がある地域づくりを推進します。また、生活支援や介護予防等の多様な主体による様々な地域資源の創出を支援し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

（２）現在の取り組み

ア　地域支え合い協議会

地域支え合い協議会は、地域に関わる多様な関係者が参加し、協力体制を築きながら高齢者を支える仕組みを検討・構築していくことを目的とした協議体です。市全域の仕組みづくりを検討する「よこすか地域支え合い協議会」と、各地域に合わせた仕組みづくりを検討する「各地域支え合い協議会（おおむね行政センター区域ごと）」を設置しています。

①よこすか地域支え合い協議会

多様な主体間の定期的な情報共有及び協働の場として開催しています。

②各地域支え合い協議会

地域住民が主体となり、地域の困りごとや、地域での支え合い好事例などを話し合うことにより、地域でできることを探します。また、話し合いを通して参加者の協力体制を作る場としてます。

【設置状況】７か所（令和３年 11 月時点）

追浜地域、田浦地域、大津地域、浦賀地域、久里浜地域、北下浦地域、大楠地域（７か所以外の地域についても、おおむね行政センター区域ごとに今後設置予定です。）

※協議会の事務局は「イ　生活支援コーディネーター」の配置と合わせて地域包括支援センターに委託しています。

イ　生活支援コーディネーターの配置

地域における住民同士の支え合いを推進し、地域で活動する主体間の情報共有・連携体制づくりを円滑に行うため、市および地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置しています。

①生活支援コーディネーターの役割

・集める　　：地域の課題や資源に関する情報を収集する ・伝える　　：住民・関係主体が必要とする情報を整理して伝える ・思いを知る：関係主体と知り合う、相談を受ける ・場をつくる：関係主体を集めたり紹介したりして、コミュニケーションを促す ・結びつける：地域課題を解決する資源を見つけ出す、関係主体の協働を促す ・応援する　：関係主体とともに、資源の充実に向けた取り組みアイディアを出し合ったり、その実現のための支援を行う。

※株式会社　日本総合研究所「高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集」より一部抜粋

②配置状況（令和３年度）

区分	配置状況
第１層 （市全域）	・市職員１名
第２層	・市職員２名（全体調整１名、地域１名*1） ・地域包括支援センターへの委託９か所（10 名*2）

＊１　現在、委託を辞退している地域包括支援センターがあり、市で生活支援コーディネーターを配置している。

＊２　生活支援コーディネーターは他の業務と兼務する場合が多い。

ウ　立ち上げ、運営への相談・支援

生活支援コーディネーターが、活動への参加希望や団体の立ち上げ、運営に関する各種相談を伺っています。活動を開始する際のポイントや各種様式例を記載した支え合い活動ガイドブックがあります。また、必要に応じて、取り組みの参考になる既存の団体を紹介することで相互のネットワークづくりを行っています。

エ　普及啓発・活動支援等

①普及啓発の推進

生活支援の活動や人が集う場の企画・運営といった、支え合い活動に興味・関心のある市民に対して、住民が主体となった取り組みを広く普及啓発することを目的に、普及啓発講演会を開催しています。

また、市内各所の展示スペースやまちづくり出前トーク等で生活支援団体の活動を紹介することで、団体の想いを伝えるとともに、活動への理解や広がりにつなげています。

②支え合い実践研修会

各地域支え合い協議会と協力し、地域別に支え合い実践研修会を開催しています。研修会の後には、実際の地域活動へ参加希望者をつなぐことを目的として、生活支援コーディネーターとともに、希望者と活動団体のマッチングを行うことや、活動を始めたい人の相談支援を行っています。

③生活支援を実施する団体間の情報交換会・学習会

生活支援を実施する住民主体の団体を対象とした情報交換会と学習会をそれぞれ開催します。情報交換会では、団体間の交流や情報交換を行うことで、団体相互のネットワークを構築するとともに、ノウハウや課題を共有することで、団体の円滑な運営を支援します。また、活動のスキルアップを目的として学習会を開催しています。

オ　地域包括ケア支援システムの運用

生活を支える地域の団体や事業者の情報を地域包括ケア支援システム（「生活に役立つ地域の情報」※ホームページ）に掲載し、市民が円滑に地域資源を活用できるよう支援しています。